

○大府市建設工事等電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市契約規則（昭和46年大府市規則第5号。以下「契約規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（CALS／EC）利用規約（以下「利用規約」という。）の規定に基づき、電子入札の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要綱の規定は、電子入札において大府市入札者心得書に優先する。ただし、この要綱に規定のない事項は、大府市入札者心得書の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（CALS／EC） あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネット等の情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）をいう。
- (2) 電子入札サブシステム 電子調達システムを構成する各システムのうち、指名通知、入札・開札及び落札者決定までの手続を処理するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札サブシステムを使用して行う入札・開札等の手続（随意契約を含む。以下同じ。）をいう。
- (4) 紙入札 電子入札サブシステムを使用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。
- (5) 電子入札コアシステム 一般財団法人日本建設情報総合センターが開発した電子入札システムの共通機能を提供するソフトウェアをいう。
- (6) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。
- (7) 工事関係委託 利用規約に定める設計・測量・建設コンサルタント等業務のことをいう。
- (8) 開札場所 開札に使用するパソコンが設置されている事務室、会議室等をいう。

(電子入札の対象等)

第4条 電子入札を実施する入札方式は、次のとおりとする。

区 分	入札方式
建設工事	・ 一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約
工事関係委託	・ 一般競争入札

	・ 指名競争入札 ・ 随意契約
--	--

(電子調達システムの利用)

第5条 電子調達システムを利用できる者は、大府市競争入札参加資格を有し、I Cカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

2 入札参加者がI Cカードの不正使用等を行った場合の取扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。なお、I Cカードの不正使用等とは、他人のI Cカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

(1) 開札までにI Cカードの不正使用等が判明した場合 当該案件への入札参加資格取消し。なお、既に入札済みのものは、その入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までにI Cカードの不正使用等が判明した場合 落札決定取消し

(3) 契約締結後にI Cカードの不正使用等が判明した場合 契約解除

(申請書等の提出方法等)

第6条 申請書等の提出方法等は、次のとおりとする。

(1) 申請書等の提出方法 入札参加者は、申請書等の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより申請書等を提出しなければならない。

(2) 資料の添付 入札参加者は、競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を電子入札サブシステムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとする。また、添付する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、あいち電子調達共同システム（C A L S / E C）利用規約で定めるところによるものとする。ただし、別途指定がある場合は、この限りでない。

(3) 郵送又は持参での資料の提出 入札参加者は、電子ファイルで提出することができない場合は、紙媒体で郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、この限りでない。

(4) 資料の再提出 入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、申請書等受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申入れを行い、承認を得た場合に限り、資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、この限りでない。

(5) ウィルス対策 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。また、契約担当者は、添付された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し、警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

(6) 申請書等受付締切日時の変更 契約担当者は、都合により申請書等受付締切日時を変更する場合は、申請書等を提出した者に対し、電話等により連絡するとともに、必要に応じてウェブサイト等においてその旨を公表するものとする。

(入札書の提出方法等)

第7条 入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

- (1) 入札書の提出方法 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより入札書を提出しなければならない。
- (2) 入札書受付締切日時 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は通知書等に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。
- (3) 再度入札 再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

(工事費内訳書の提出方法等)

第8条 工事費内訳書の提出方法等は、次のとおりとする。

- (1) 工事費内訳書の添付 工事費内訳書の提出が必要な案件では、原則として指定する様式で電子入札サブシステムの添付機能を利用して、電子ファイルにより入札書提出時に添付するものとする。また、工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、第6条第2号に準ずるものとし、ファイル数は1ファイルとする。電子ファイルで提出することができない場合の提出方法は、第6条第3号に準ずるものとし、その提出期限は入札書受付締切日時と同一とする。ただし、別途指示がある場合は、この限りでない。
- (2) 工事費内訳書の再提出 工事費内訳書の再提出（添付もれによる再提出を含む。）については、認めないものとする。
- (3) ウィルス対策 ウィルス対策については、第6条第5号に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第9条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願（第1号様式）を提出し、紙入札審査結果通知書（第2号様式）により契約担当者の承諾を得なければならない。ただし、指名通知等であらかじめ紙入札での参加が認められた者は、紙入札参加承認願を提出することなく、紙入札での参加ができるものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

- (1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合
- (2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合
- (3) パソコン等のシステム障害の場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次に定める方法で紙入札を行うものとする。ただし、別途指定がある場合は、この限りでない。

- (1) 使用する印鑑 使用印鑑届が提出されている場合は、その印鑑を使用する。ただし、使用印鑑届が未提出又は提出後に変更された場合は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。
- (2) 入札書 紙入札書（第3号様式）を使用する。

(3) 工事費内訳書 工事費内訳書の提出を要する案件については、紙入札書とともに紙媒体の工事費内訳書を提出する。

(4) 締切日時

ア 紙申請書等の受付締切日時

電子入札における申請書等受付締切日時と同一とする。

イ 紙入札書の受付締切日時

電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第10条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札サブシステムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加申込書を提出し、承諾を得た場合に限り、紙媒体による入札辞退届（第4号様式）を提出することができるものとする。

(入札参加資格の失効)

第11条 開札日までに指名停止の処分を受けた者は、入札参加資格を失うものとする。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を送信していた場合は、無効とする。

(開札)

第12条 開札の方法は、次のとおりとする。

(1) 開札の執行 契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、執行担当者は、紙入札書の受付順に入札価格及び電子くじ番号を電子入札サブシステムに入力した後に、同システムにより一括開札を行うものとする。

(2) 開札時の立会い

ア 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができるものとする。

イ 契約担当者は、電子入札の開札の執行において、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、電子入札の開札の執行において、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

(3) くじの実施 契約担当者は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじによって落札者又は落札候補者を決定するものとする。なお、くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に、電子入札サブシステムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定するものとする。

(入札の無効)

第13条 契約規則第12条に規定する事項及び次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない入札

(3) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札

- (4) 工事費内訳書の提出が必要な案件において、工事費内訳書の提出のない入札及び工事費内訳書に記載のない入札

(責任範囲)

第14条 電子入札において、申請書、入札（見積）書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。

- 2 入札参加者は、申請書、入札（見積）書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第15条 契約担当者は、電子入札に使用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子入札サブシステムの使用ができなくなった場合は、次に定めるところにより対応する。

- (1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合 必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。
- (2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合 紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の送受信が完了している場合は、有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。また、既に送信された入札書がある場合は、開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させるものとする。

(委任)

第16条 電子入札の詳細な操作手順については、電子入札システムの操作手引書によるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

紙入札参加承認願

年 月 日

大府市長 殿

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名)

下記の案件について、下記の理由により電子入札サブシステムを利用して入札に参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	工 事 名 (委 託 名)	
2	路 線 等 の 名 称 (施設等の名称)	
3	工 事 場 所 (委 託 場 所)	
4	電子入札サブシステムを利用して入札に参加できない理由	該当の□にチェックしてください。 ☐ ICカードの登録内容変更のため、再取得の途中で ☐ ICカードの破損等のため、再取得の途中で ☐ パソコン等のシステム障害 ☐ その他 理由 ()

第2号様式（第9条関係）

紙入札審査結果通知書

年 月 日

様

大府市長

印

年 月 日付けで提出された紙入札参加承認願について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

1	工 事 名 (委 託 名)	
2	路 線 等 の 名 称 (施設等の名称)	
3	工 事 場 所 (委 託 場 所)	
4	審 査 結 果	紙入札での入札参加を
		1 承認する
		提出場所
		2 承認しない
		理由

年 月 日

大府市長 殿

入札者 住 所

(所在地)

氏 名

⑨

(名称及び代表者名)

入 札 書

大府市入札者心得書を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、下記工事（委託）の請負金

工 事 名 (委 託 名)	
路 線 等 の 名 称 (施設等の名称)	
工 事 場 所 (委 託 場 所)	

(注) 1 訂正又は抹消した箇所には押印すること。ただし、金額の訂正は、不可。

2 金額の数字は、アラビア数字を用い、頭に「金」を記入すること。

上記金額の100分の110で請け負いたく、大府市契約規則及び関係の設計書、仕様書、図面等並びに現場を承知の上、入札します。

く じ 番 号			
---------	--	--	--

※3桁までの数字を記入すること。

年 月 日

大府市長 殿

入札者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名) ㊞

入 札 辞 退 届

下記について指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

1	工 事 名 (委 託 名)	
2	路 線 等 の 名 称 (施設等の名称)	
3	工 事 場 所 (委 託 場 所)	
4	開 札 年 月 日	年 月 日
5	辞 退 理 由	